

指導行政のポイント

公立中高一貫校と“学力検査”

菱村 幸彦

公立中高一貫校における入学者選抜の方法をめぐって、公立学校側と私立学校側の間で意見が分かれ紛糾している。

昨年11月から中央教育審議会の「学校段階間の連携・接続に関する作業部会」は、中高一貫教育制度の成果や課題について検証作業を続けており、このたび「主な意見等の整理(案)」をまとめた。

公立校は学力検査解禁を要請

意見の整理にあたって、議論が分かれたのは、公立中高一貫校における入学選抜の方法として「学力検査」を行うことの是非である。

周知のように、中高一貫教育は、平成11年に学校教育法の改正により導入された学校制度である。法改正の際、国会の付帯決議で「受験エリート化」や「受験競争の低年齢化」への懸念が示され、学校教育法施行規則で、公立中高一貫校の入学者選抜では「学力検査を行わないものとする」(110条2項)と定められた。

このため、公立の中等教育学校や併設型中学校の入学者選抜では、面接、調査書、推薦書、作文、適性検査等によって入学者を決定しており、学力検査は行っていない。

この制度設計に、公立中高一貫校は不満を持っている。というのは、学力検査をしてはならないという縛りがあるため、各教科の基礎的・基本的知識を十分に習得していない生徒が入学してきて、生徒間に学力の格差が生じ、せっかくの中高一貫教育のメリットが生かされないからである。そこで、公立中高一貫校でも学力検査を認めてほしいという意見が出ている。

これに私立学校側は反対している。その理由は、義務教育段階では、公立学校は選抜を行った教育をすべきではないこと、中高一貫教育は私立学校

が先駆的に行ってきたものであり、公立中高一貫校は、私立学校とは異なる一貫教育を目指すべきであること等を挙げている。

私立校は「適性検査」にも反対

特に日本私立中高連合会は、中教審に意見書を提出し、学力検査の解禁に反対するのみならず、現在行われている適性検査も「学力判定の有力手段として機能していることは紛れもない事実」であるから、「これらの違法性を即刻取り止めさせるべき」と主張している。

「意見等の整理(案)」では、賛否両論を併記したうえで、公立中高一貫校は、生徒や保護者に中等教育における「選択肢」を提供するものとして設置される学校だから、「学校がその目標や目指すべき人材育成像や、これに基づく教育内容・方法の特色に応じて、これに見合う資質・能力を有する生徒を見極めるための入学者選抜を行い、入学者を決定することは許容されてよい」としているが、学力検査の是非には触れていない。

近年、東大合格者の上位校が私立中高一貫校に独占されている状況にある。私立中高一貫校に就学させる経済的余裕がなければ、東大合格が難しいというのでは、公教育のあり方としては正常とはいえない。

納税者の立場からは、公立中高一貫校も私立中高一貫校なみに進学実績を上げてほしいと願う。その意味で、公立中高一貫校に学力検査禁止の縛りがかかるのは適切ではないのではないかと。

教育基本法は「ひとしくその能力に応じた教育」が与えられるべきことを定めている(4条)。公立中高一貫校において学力検査を行うことは、教育基本法の趣旨にもかなうことである。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●7月27日発売 予約受付中! 合格に最低限必要な要点をコンパクトに提示!

『改訂 学校管理職選考直前チェック 面接合格の勘所』

大宮 光徳(元東京都教育庁主席管理主事)【編】

四六判 128頁 / 定価 1890円

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)